

報道関係者 各位

平成26年5月30日

【照会先】

秋田労働局健康安全課

課 長 鈴木 隆雄

安全衛生主任 大隅 建

(電話)018-862-6683

平成25年における労働災害の発生状況

死傷者数（休業4日以上）は4年振りに減少に転ずる。

一方、死亡者数は22人と大幅増加、特に建設業で多発。

秋田労働局（局長 小林泰樹）は、平成25年（1月～12月）の労働災害による死傷者数（休業4日以上。以下同じ。）を「平成25年労働災害発生状況」（資料1）のとおり取りまとめました。概要は、次のとおりです。

（概要）

- 1 秋田県内における労働災害の死傷者数は1,006人で、前年より6.8%減少しました。死傷者数の減少は、平成21年以来4年振りです。 [《資料1、2》](#)
- 2 業種別の死傷者数は、建設業が229人（前年比3.0%減）と最も多く、次いで製造業が208人（同7.6%減）、商業が160人（同14.0%減）などとなっています。多くの業種が減少している中で、土木工事業（同16.4%増）や社会福祉施設（同11.8%）では増加しています。 [《資料1、3》](#)
- 3 一方、死亡者数（死傷者数の内数。以下同じ。）は22人で、前年より13人増加しました。死亡者数が20人に達したのは平成18年以来7年振りです。
業種別の死亡者数は、建設業が13人（前年比11人増）と最も多く、続いて製造業、林業が各3人などとなっています。 [《資料1、4》](#)
- 4 秋田労働局及び県内各労働基準監督署では、この結果を踏まえ、今年度、死亡災害が多発した建設業、製造業、林業等に対する監督指導を強化します。
また、県内の労働災害防止団体等に対し、全国安全週間（7月1日から7日。同準備期間は6月1日から30日。）に向け、労働災害発生状況を踏まえた効果的な対策を講じるよう、文書により要請し注意を喚起します。
さらに、近年死傷者数が増加傾向にある商業や社会福祉施設などの第3次産業に対しても、労働災害防止講習会や事業場への個別指導を行う等、引き続き労働災害防止対策を推進します。

1 労働災害発生状況（全体、業種別）

（１）全業種合計

《資料１、２》

労働災害による死傷者数（休業４日以上）は、平成２５年は１，００６人と、前年に比べ７３人（６．８％）減少しました。平成２２年以降３年連続で増加していた死傷者数は４年振りに減少に転じました。

一方、死亡者数は２２人（前年比１３人増）と大幅に増加しました。近年は概ね１０人台で増減を繰り返していましたが、２０人に達したのは平成１８年以来７年振りとなりました。

（２）主要業種別の発生状況

《資料１、３、４》

主要業種ごとに発生状況をみると、多い順に、①建設業２２９人（災害全体の２２．８％）、②製造業２０８人（同２０．７％）、③商業１６０人（同１５．９％）、④保健衛生業９６人（同９．５％）、⑤運輸交通業７８人（同７．８％）などとなっています。

各業種の傾向は次のとおりです。

●建設業

死傷者数は２２９人（前年比３．０％減）と３年振りに減少しました。建設業の死傷者数は長期的には減少傾向にあり、１０年前（平成１５年）に比べて約３０％減少しています。

一方、死亡者数は１３人（前年比１１人増）と大幅に増加し、この中には、由利本荘市で発生した土砂崩壊（２５年１１月）により一時に５人が死亡する甚大な災害も含まれています。死亡者数１３人は平成１１年（１３人）以来の高い水準です。

●製造業

死傷者数は２０８人（前年比７．６％減）と平成２２年以来３年振りに減少しました。製造業の死傷者数も長期的に緩やかな減少傾向を示しています。

死亡者数は３人（前年比２人増）で、ここ１０年間は３人以下で推移しています。

●商業

死傷者数は近年右肩上がり増加していましたが、平成２５年は１６０人（前年比１４．０％減）と、４年振りに減少しました。

●保健衛生業（介護関係事業場を含む）

死傷者数は９６人（前年比１．１％増）とほぼ前年並みでした。長期的には、老人介護施設など社会福祉施設での増加の影響もあり、増加傾向を示しています。

●運輸交通業

死傷者数は７８人（前年比１７．０％減）と３年連続で減少しました。近年は横ばいで増減を繰り返しており、減少傾向を示すまでには至っていません。

●林業

死傷者数は３８人（前年比９．５％減）と３年連続で減少しました。

死亡者数は３人（前年同数）と２年連続で発生しました。死傷者３８人のうち死亡者が３人と、他の業種に比べ重篤な災害の割合が高い傾向にあります。

2 労働災害の類型（事故の型別、年齢別）

（１）事故の型別分類

《資料５》

労働災害の発生態様を事故の型別にみると、多い順に、①転倒２４１人（災害全体の２４．０％）、②墜落・転落１９４人（同１９．３％）、③はさまれ・巻き込まれ

① 111人（同11.0%）、④切れ・こすれ101人（同10.0%）、⑤無理な動作82人（同8.2%）などとなっています。

事故の型別の傾向は次のとおりです。

●転倒災害

床や通路での「転倒」による死傷者数は241人で、災害全体の24.0%と約4分の1を占め、最も多い災害事例となっています。

転倒災害を業種別にみると、①商業67人、②製造業48人、③保健衛生業42人、④接客娯楽業20人などと、第3次産業で比較的多く発生しています。

また、転倒災害の発生時期をみると、①1月52件、②2月43件、③12月24件などと、冬期間の床や路面の凍結による災害が多発しており、積雪地域である秋田県の特徴となっています。ただ、冬季以外にも、毎月10～20件程度の転倒災害が発生しています。

●墜落・転落災害

高所からの「墜落・転落」による死傷者数は194人で、このうち、建設業が90人と業種全体の46.4%を占めています。特に木造家屋建築工事業で41人と多発しているのが特徴です。

また、墜落・転落による死亡災害は毎年発生しており、建設中の鉄骨梁の上で作業中にコンクリート床に墜落したもの等、25年は4人でした。

●はさまれ・巻き込まれ災害

機械等での「はさまれ・巻き込まれ」による死傷者数は111人で、このうち、製造業で46人と業種全体の41.4%を占めており、機械の安全カバーが使われていないケースも目立っています。

●切れ・こすれ災害

回転する刃物などでの「切れ・こすれ」による死傷者数は101人で、木材木製品製造業における木工機械や建築工事現場での電動工具などの歯を身体に接触させる災害が多くなっています。また、小売業や飲食業のバックヤードにおいて、食品カッターやスライサーで手指を欠損・挫滅する災害も増えています。

●動作の反動・無理な動作災害

「動作の反動・無理な動作」による死傷者数は82人で、その多くは重量物を無理に持ち上げたり支えたりする際の災害性腰痛の事例であり、業種別では介護関係事業場を含む保健衛生業で20人と最も多く発生しています。

●交通労働災害

労災となる「交通事故」による死傷者は61人で、業種別では、建設工事現場への移動中など建設業で15人、貨物自動車の走行中など運輸交通業で14人などとなっています。

ワゴン車で仕事先から事業場に戻る途中の交通事故で、乗車中の労働者2人が死亡するという労働災害も発生しています。

●崩壊・倒壊災害

土砂崩壊や落雪等「崩壊・倒壊」による死傷者数は15人、うち12人が建設業で発生し6人が死亡しています。この中には、労働者5人が道路工事現場での法面崩壊に巻き込まれて死亡したもの、サイロ建設工事中に屋根からの落雪に巻き込まれて足場から転落して死亡したものがあります。

死傷者の年齢構成をみると、多い順に、①「50以上60歳未満」285人（28.3%）、②「60歳以上」224人（22.3%）、③「30以上40歳未満」200人（19.9%）などとなっており、50歳以上の死傷者数が全体の半数を超えています。

特に、60歳以上の高齢者の死傷者数は、平成25年には減少したものの、平成22年以降は増加傾向がみられます。定年延長や再雇用などによる就労機会の増加に伴い、各職場においては、高齢者の特質を踏まえた安全衛生対策の推進が課題となっています。

3 秋田労働局における取組

《資料7》

秋田労働局では、秋田県内における近年の労働災害の発生状況を踏まえ、平成25年度から29年度までの5年間を計画期間とする「第12次労働災害防止計画」を策定し、平成25年4月からスタートしています。

26年度においては、死亡災害が急増した建設業に対し、高所からの墜落・転落や土砂崩壊防止、現場での安全管理の徹底等を重点として労働災害防止講習会の開催や現場への指導監督等を強化しています。

加えて、今後も災害復旧工事や防災関連等工事の増加が予想され、人材不足等による人材の質の低下や現場管理に支障を来すことが懸念されることから、工事発注者による安全衛生に配慮した発注の促進や新規参入者教育の支援等について、国・県の発注機関、建設業団体、労働局が一堂に会して協議を行うための「建設工事関係者連絡会議」を今年度から新たに設置することとしています。

さらに、林業については、高齢・ベテランの被災者が多いことを踏まえて、新たに、職場の安全衛生推進者に対する災害防止講習会を実施し、現場での安全作業の確保を推進します。

また、近年、死傷者数が増加傾向にある小売業や社会福祉施設など、雇用者が増加している第3次産業での労働災害増加に歯止めをかけるため、これらの業種に特徴的な災害である「転倒」「災害性腰痛」「食品機械での切れ・こすれ」などを重点とした災害防止講習会の開催や個別指導を実施し、各事業所での災害防止の取組を促進します。

特に、秋田県の特徴である冬季の転倒による労働災害については、当局内の「転倒災害防止プロジェクトチーム」が作成したポスターを、県内の約4,000事業所に配布し、凍結路面での歩行や靴の選定などについて注意を喚起することとします。

【添付資料一覧】

- 資料1 「平成25年労働災害発生状況（確定値）」
- 資料2 「労働災害発生状況の推移（秋田県、全国）」
- 資料3 「主要業種別の発生状況（平成15年～）」
- 資料4 「平成25年 死亡労働災害発生状況」
- 資料5 「事故の型別発生状況（全業種）」
- 資料6 「被災者の年齢別内訳（全業種）」
- 資料7 「平成26年度秋田労働局の重点施策（抜粋）」

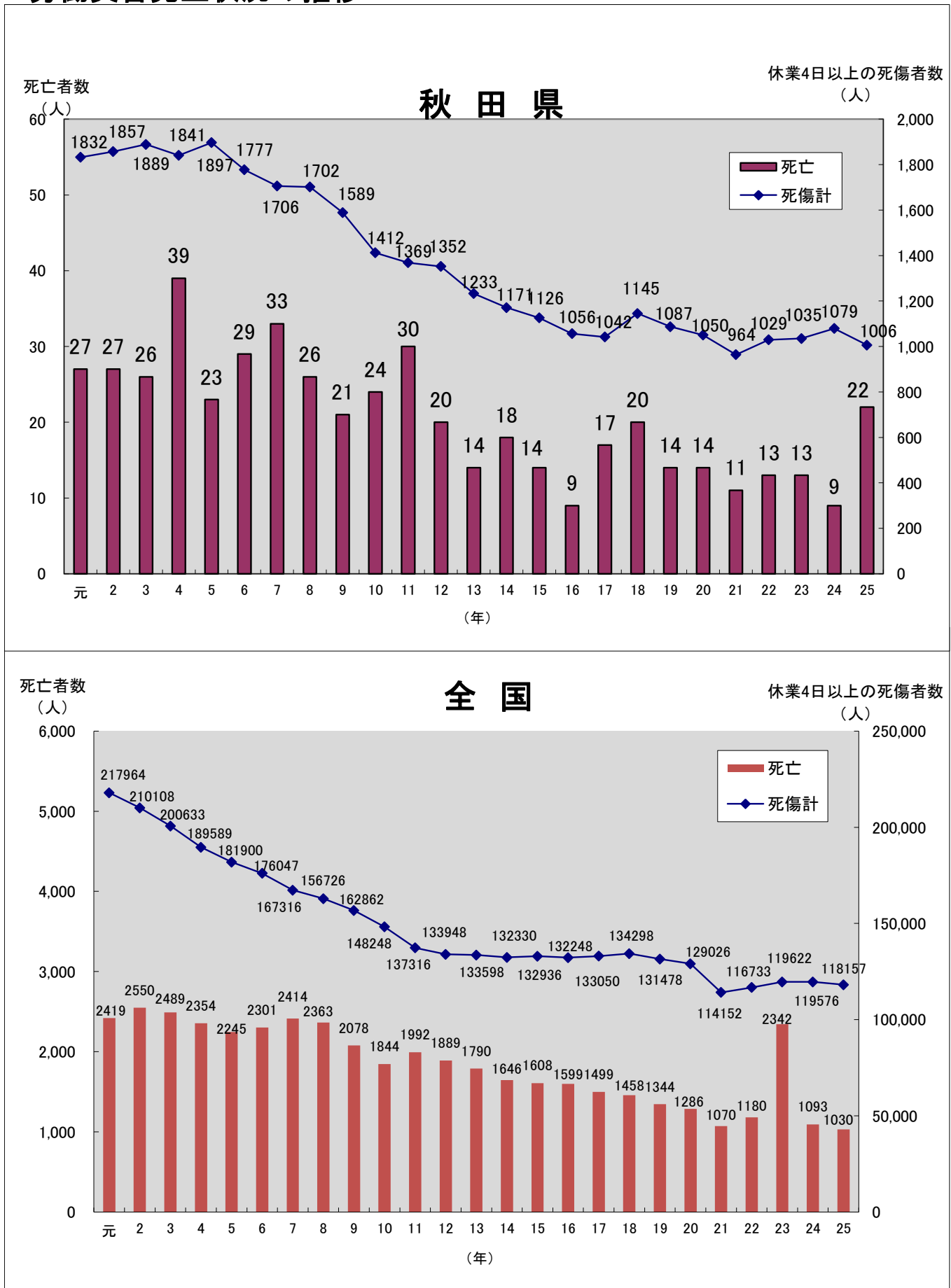
平成25年 労働災害発生状況

資料 1

号別	業種別	年 別		23年		24年		25年		前年増減	
		災 害 別		死 亡	休業4 日以上	死 亡	休業4 日以上	死 亡	休業4 日以上	件 数	百分率 (%)
1～ 17	全業種合計			13	1035	9	1079	22	1006	-73	-6.8
1	製造業			3	209	1	225	3	208	-17	-7.6
	食料品製造業				49	1	59	1	45	-14	-23.7
	木材・木製品製造業				39		46	1	39	-7	-15.2
	鉄鋼・非鉄・金属製品製造業				40		32	1	44	12	37.5
	一般・輸送用機械器具製造業				13		24		17	-7	-29.2
	電気機械器具製造業				17		8		8	0	0.0
	上記以外の製造業			3	51		56		55	-1	-1.8
2	鉱業（鉱安法適用を除く）				3		3	1	5	2	66.7
3	建設業			3	224	2	236	13	229	-7	-3.0
	土木工事業			2	58	1	73	9	85	12	16.4
	建築工事業				150		145	3	123	-22	-15.2
	鉄骨・鉄筋家屋建築				23		17	2	21	4	23.5
	木造家屋建築				87		78	1	66	-12	-15.4
	その他の建設業			1	16	1	18	1	21	3	16.7
4	運輸交通業			2	96	1	94	1	78	-16	-17.0
	道路貨物運送業			2	81	1	68	1	66	-2	-2.9
5	貨物取扱業				1				2	2	—
6-2	林業				53	3	42	3	38	-4	-9.5
8	商業			4	176		186	1	160	-26	-14.0
	小売業			3	147		158		133	-25	-15.8
13	保健衛生業				100		95		96	1	1.1
	社会福祉施設				80		68		76	8	11.8
14	接客娯楽業				43	2	58		55	-3	-5.2
	飲食店				19		25		25	0	0.0
15	清掃・と畜業			1	45		50		46	-4	-8.0
	上記以外の事業 6-1、7、9～12、16、17				85		90		89	-1	-1.1

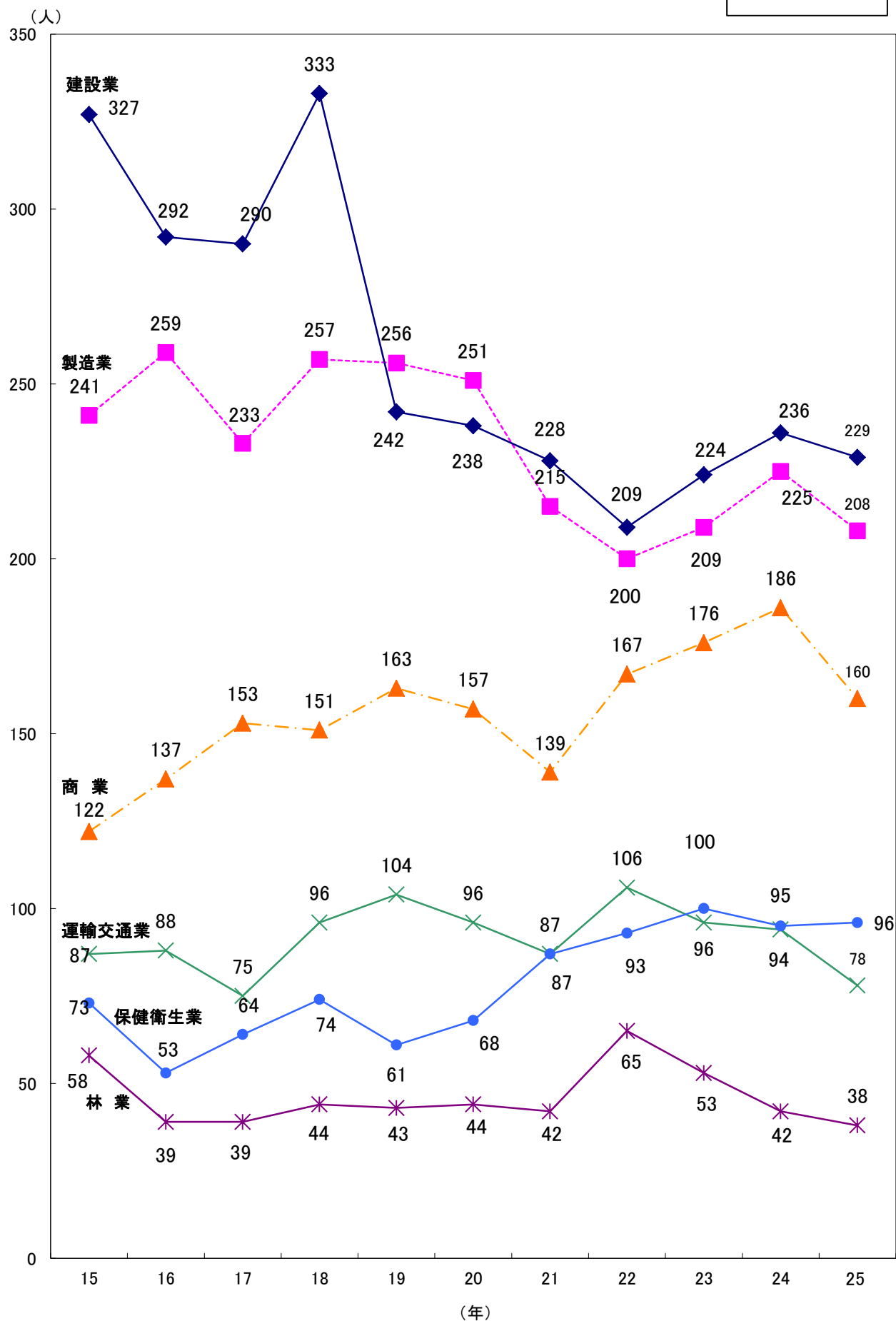
労働者死傷病報告（休業4日以上）を集計したもの。死亡は内数。

労働災害発生状況の推移



主要業種別の死傷者数の推移(平成15年～)

資料 3

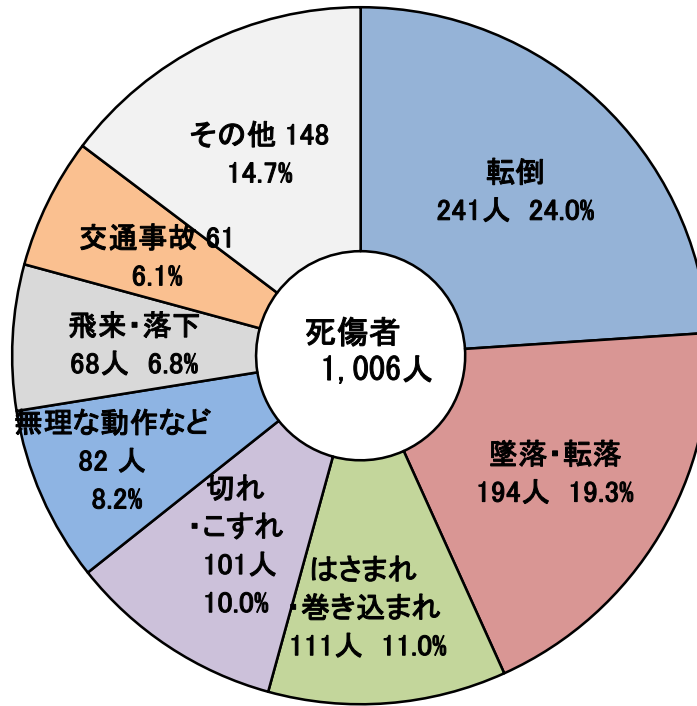


平成 2 5 年 死亡労働災害発生状況

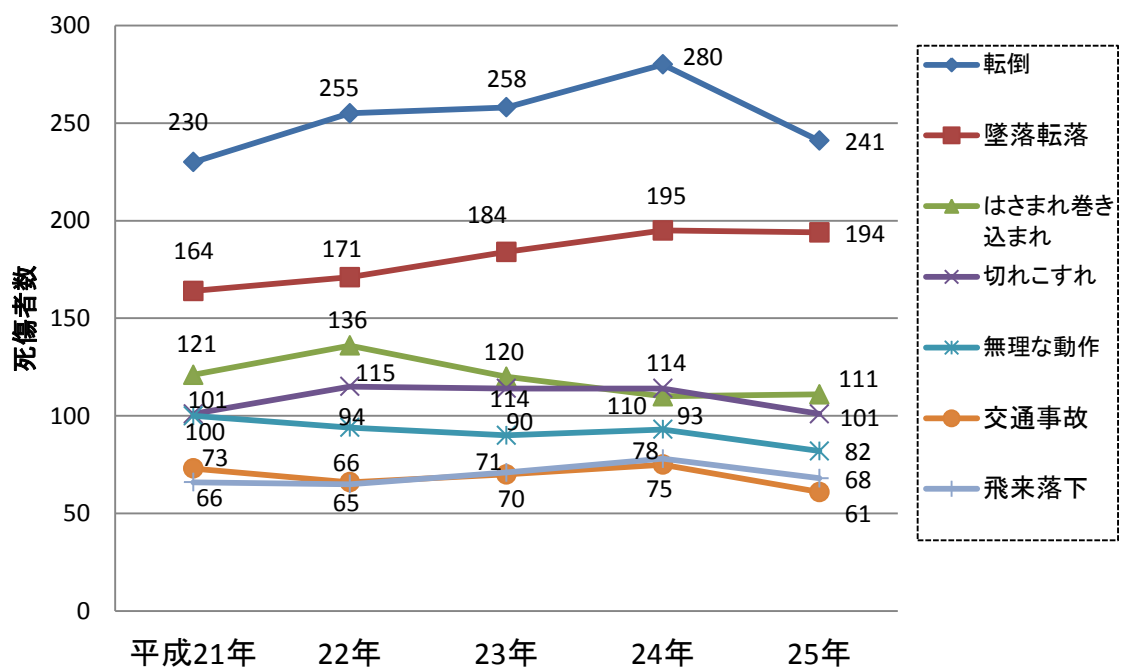
No	署別	発生日	業種名	年 齢 経 験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	能代	1 月	道路建設 工事業 (3-1-6)	20 歳代 (1 年～5 年)	交通事故	乗用車	ワゴン車で事業場に戻る途中の国道 7 号線上で、凍結路面により運転していたワゴン車がスリップして対向車線に進入、タンクローリー車と衝突して、助手席とその後方に乗っていた二人が死亡した。
2				20 歳代 (1 年～5 年)			
3	横手	1 月	鉄骨・鉄筋 コンクリート 造家屋建 築工事業 (3-2-1)	30 歳代 (10 年～ 20 年)	崩壊	その他の 環境等	珪のcantreeエレベーター建築工事で、切妻屋根上（軒高 6.3m）の足場を解体し、敷角下の敷板を外した後、屋根上の積雪が軒先方向に滑り出し、屋根上の作業員 2 名が巻き込まれ、軒先に面した足場上の作業員 1 名が雪に押し出されて墜落し、落雪に埋もれて窒息死した。（屋根上の作業員は、腰などを負傷した。）
4	大館	1 月	木材伐出業 (6-2-1)	60 歳代 (1 年～5 年)	激突され	立木等	杉立木（元口径：30cm、樹高：33m）を伐倒したところ、既に伐倒していた杉に当たった反動で元口が跳ね上がり、退避しなかった被災者に激突した。被災後、入院・加療していたが 2 カ月後に死亡した。
5	大曲	2 月	木材伐出業 (6-2-1)	70 歳代 (10 年～ 20 年)	はさまれ	立木等	民有林の皆伐作業において、被災者は傾斜地 30 度の斜面で朴の木（ホオノキ）を伐倒した後に、上方の檜の木を伐倒したところ、重なる状態になった。その状態で檜の木の元口側から梢側に枝払いを行っていたところ、檜の木が落下等し挟まれて死亡した。
6	大曲	3 月	採石業 (2-2-1)	50 歳代 (20 年～ 30 年)	転落	その他の 環境等	被災者は、窪地水中の調子が悪かった排水ポンプをブレーカーのピックで吊り上げるために、窪地の排雪路上をブレーカーで走行中、路肩が崩壊し、ブレーカーとともに窪地水中に転落し、溺死により死亡した。
7	秋田	3 月	木材伐出業 (6-2-1)	50 歳代 (20 年～ 30 年)	はさまれ	その他の 動力運搬機	間伐作業において、林内作業車を運転していた被災者が、運転席から頭部を出し、路肩状況等を確認しながら操作していたところ、立木と運転席に頭部を挟まれ死亡した。
8	横手	6 月	その他の 卸売業 (8-1-9)	10 歳代 (1 年～5 年)	交通事故	トラック	事業場へ配達を行うため、トンネル内（片側一車線、幅：約 3m）をトラックで走行中、前方を走行していた大型トラックの後部に衝突し、脳挫傷により死亡した。
9	大曲	6 月	電気通信 工事業 (3-3-1)	50 歳代 (40 年～ 50 年)	墜落	はしご等	電柱に街灯を設置するため、脚立を伸ばした状態（約 2.7m）で下部を電柱に固定して作業を行っていた被災者が、路上に倒れて意識のない状態で発見され、その後病院で死亡したもの。単独作業であり被災時の状況を確認した者はいないが、作業中に高所より墜落したものと推定される。安全帯及び安全帽は着用していた。
10	秋田	7 月	一般貨物 自動車 運送業 (4-3-1)	40 歳代 (20 年～ 30 年)	分類不能	分類不能	被災者はダンプトラック（以下「車両」という。）での骨材の配送業務を終え、車庫（屋外駐車場）にて自身が運転した車両の点検等（タイヤのナット増し締め）作業中、同僚が被災者のナット増し締めの音が聞こえなくなったことを不審に思い、様子を見に行ったところ、被災者が車両右後部のタイヤ脇に倒れていた。被災者は搬送後、一時心肺停止状態を脱したが、同日深夜に死亡した。

No	署別	発生月	業種名	年齢 経 験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発 生 状 況
11	本 荘	7 月	その他の土木事業 (3-1-99)	20 歳代 (1 年～5 年)	転落	トラック	事業場の駐車場内において、軽トラックに雑草等の廃棄物を積み終え指定場所まで運搬するためエンジンをかけたところ、運転操作を誤り前進したまま駐車場の端部から2.8m下の田んぼに転落し死亡した。駐車場はほぼ平坦で、端部には車止めやガードレールは設置されていなかった。
12	横 手	7 月	その他の食料品製造業 (1-1-9)	40 歳代 (1 年～5 年)	高温物との接触	高温環境	高圧殺菌釜より取り出した椎茸の菌床を放冷室に並べる等の作業中、熱中症（高圧殺菌釜を解放すると室温が推定45℃以上となる）により被災した。
13	本 荘	7 月	その他の金属製品製造業 (1-12-9)	50 歳代 (20 年～30 年)	交通事故	トラック	空輸された部品を空港へ取りに行くため、会社所有の軽トラックを運転し県道を走行していた被災者が、対向車線に進入しワゴン車と正面衝突した。
14	本 荘	11 月	道路建設 工事業 (3-1-6)	60 歳代 (40～50 年)	崩壊・ 倒壊	地山、岩石	山間部を通る市道の路肩及び法面（斜度約45度、直高約18メートル）を補強するための道路改良工事現場において、労働者8名が法面の最下部（法尻）付近で土止め用の構造物（布団かご）を設置する作業をしていたところ、路肩及び法面上部の地山が崩壊し、作業していた労働者8名のうち6名が土砂に巻き込まれ、5名が死亡した。
15				30 歳代 (10～20 年)			
16				60 歳代 (30～40 年)			
17				20 歳代 (1～5 年)			
18				50 歳代 (10～20 年)			
19	能 代	11 月	合板製造業 (1-4-2)	40 歳代 (20～30 年)	はさまれ、 巻き込まれ	その他の 動力運搬機	夜間にボード製造工場内の監視等を行っていた被災者が、ボード生産ラインのアーム（金属パイプ製）と製品ボードとの間に胸を挟まれ宙吊りになっているのを発見され、さらに救出中に約1.5メートル下のコンクリート床に墜落した。被災者は生産ラインの不具合を発見し、一人で脚立に昇り、アームに詰まった製品を取除こうとしたものと推定される。
20	本 荘	11 月	橋梁建設 工事業 (3-1-5)	50 歳代 (30～40 年)	激突され	建築物、 構築物	市道の橋梁新設工事に伴う既存橋梁の解体撤去作業において、解体の準備作業として橋桁の中央部分に切欠きを入れるため、被災者は移動式クレーンで吊られた搬器で河川中央付近まで移動し橋桁のガス溶断作業をしていたところ、橋桁が折れ、落下した橋桁に頭部を挟まれた。
21	秋 田	12 月	木造家屋 建築工事業 (3-2-2)	30 歳代 (1～5 年)	交通事故	トラック	住宅建築工事現場に建築資材を運ぶため社有車（1トン平ボディトラック）で国道を運行中、対向してきた大型トラックと正面衝突した。
22	秋 田	12 月	鉄骨・鉄筋 コンクリート 造家屋建 築工事業 (3-2-1)	50 歳代 (30～40 年)	墜落	屋根、はり等	倉庫の増築工事現場において、高さ約7.8メートルの鉄骨梁の上で作業中、コンクリート床に墜落した。

事故の型別発生状況(全業種 平成25年)

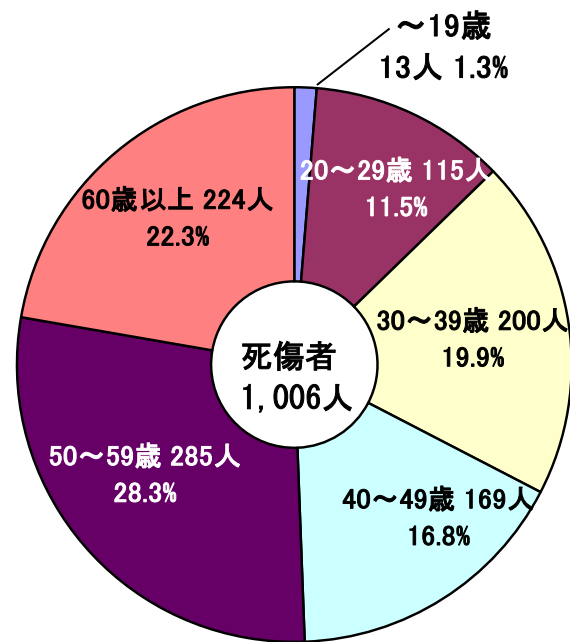


事故の型別発生状況の推移

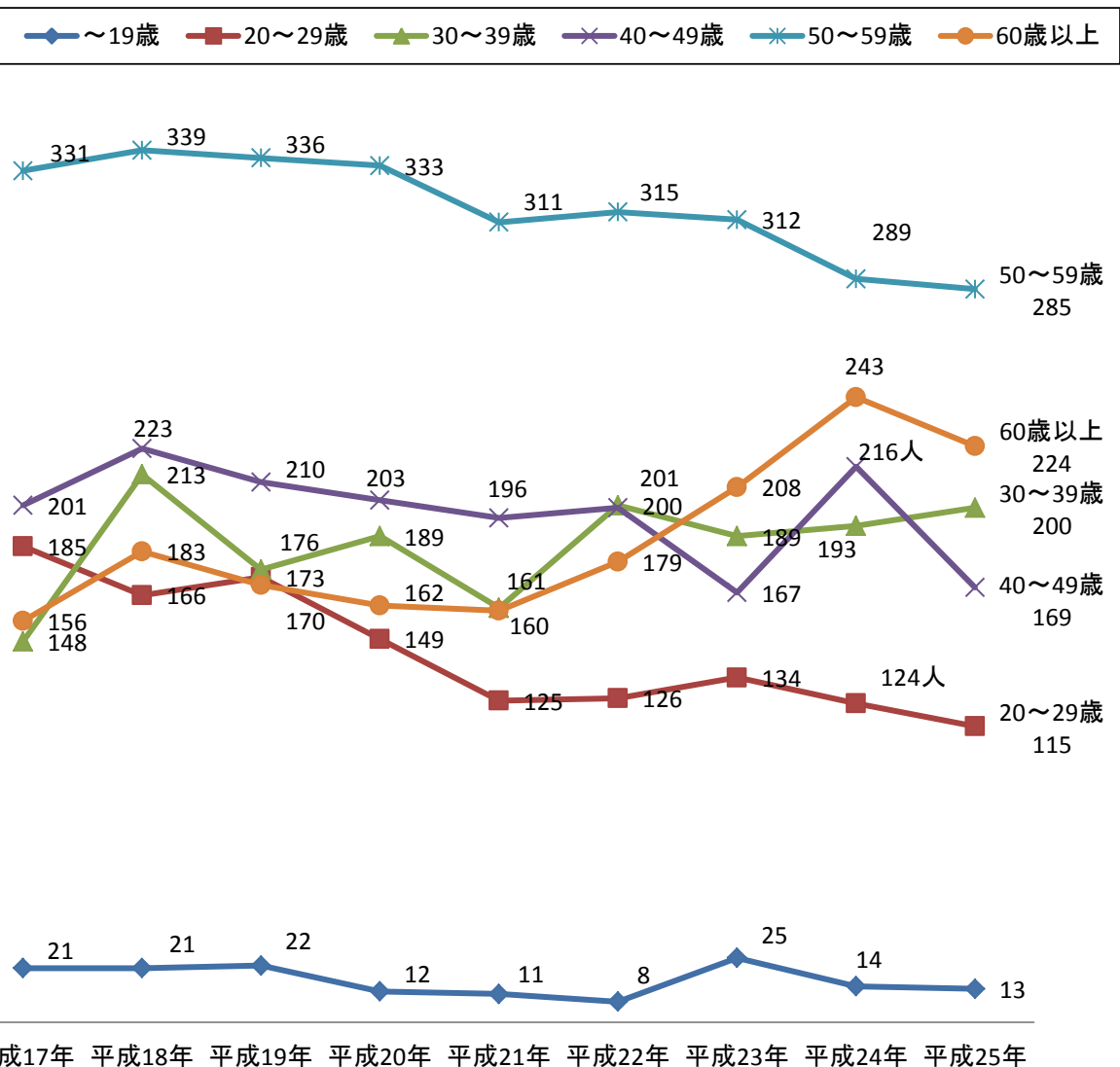


被災者の年齢別内訳(全業種 平成25年)

資料6



被災者の年齢別の推移(人)



平成26年度秋田労働局の重点施策

はじめに

平成26年度の行政運営にあたっては、有効求人倍率が高水準を維持するなど改善が続いているものの全国と比較すると依然低い水準であり、雇用調整の動きも散見されるなど厳しい雇用情勢であることには変わらない中で、職業紹介業務の充実強化を図りながら、地方自治体が実施する各種施策と密接に連携し、重層的なセーフティネットの構築、若者、女性、高齢者、障害者などへの就労支援や、成長分野などでの人材育成を推進するとともに、地域のニーズに即した職業訓練の実施など、「全員参加型社会」の実現に向けた雇用対策に取り組むこととする。

また、法定労働条件の遵守徹底のための迅速かつ厳正な対応を行うとともに、災害が多発している業種に対する労働災害防止に向けた効果的な指導、子育て支援策、男女雇用機会均等確保対策を推進し、安心して将来に希望を持って働くことのできる環境整備に向けた取組を進めることとする。

1 労働基準行政の重点施策

経済情勢に対応した法定労働条件の確保等を積極的に推進します

目標

- 過重労働による健康障害防止として、臨検監督した事業場について、36協定の当事者の適格性の確認、周知状況の確認を確実に実施します。

目標値 100%

過重労働監督における
36協定の当事者の
適格性、周知状況の確認

100%

主な施策

- ・長時間労働の抑制のための監督指導を実施し、限度基準の遵守を推進します。
- ・法定労働条件の確保のため法令遵守の徹底を図り、重大・悪質事案に対しては厳正に対処します。また、倒産や大量整理解雇等の情報を把握し、履行確保上の問題が懸念される事案等については、監督指導の実施により迅速かつ適切に対応します。
- ・労働時間適正把握基準の遵守を重点とした監督指導を実施し、賃金不払残業の防止に努めます。
- ・労働契約法や裁判例など労働契約に関するルールを労使双方に周知啓発します。
- ・「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」の周知のため、各種説明会で説明します。

最低賃金制度を適切に運営します

主な施策

- ・最低賃金審議会を円滑に運営し、各団体を通じて、広く最低賃金額の周知徹底を図ります。
- ・最低賃金法の履行確保上、問題があると考えられる地域、業種等を重点に監督指導を行い、遵守徹底を図ります。
- ・最低賃金引き上げのための中小企業支援対策(助成制度)を広く周知し利用促進を図ります。



労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進します

目標

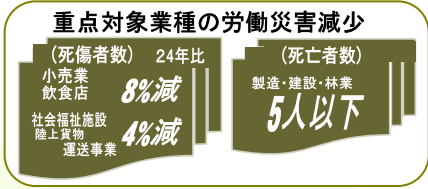
- 第12次労働災害防止計画等に基づき労働災害の減少を図ります。

第三次産業の重点対象業種の死傷者数減少(24年比)

小売業 8%減 社会福祉施設 4%減
飲食店 8%減 陸上貨物運送事業 4%減

製造・建設・林業の死亡者数 5人以下

規模20人以上メンタルヘルス対策の実施企業50%以上



主な施策

- ・休業災害の多い第三次産業の重点業種に対し、災害防止説明会を継続的に開催する等により、労働災害の減少を図ります。
- ・重篤な災害の多い重点業種に対し、労働災害防止団体と連携してリスクアセスメントの普及や機械の安全対策、化学物質管理対策、高齢者安全対策等を推進します。
- ・メンタルヘルス不調予防対策及び職場復帰対策のためのセミナーを開催します。
- ・事業場における自主的な安全衛生活動への指導等を行います。
- ・最も多い転倒災害の防止対策を推進します。



参考

■ 第12次労働災害防止計画目標 (平成24年と比較して)

平成29年までに死傷者数を15%以上減少
平成29年までに死亡者数を15%以上減少

労災補償対策を推進します

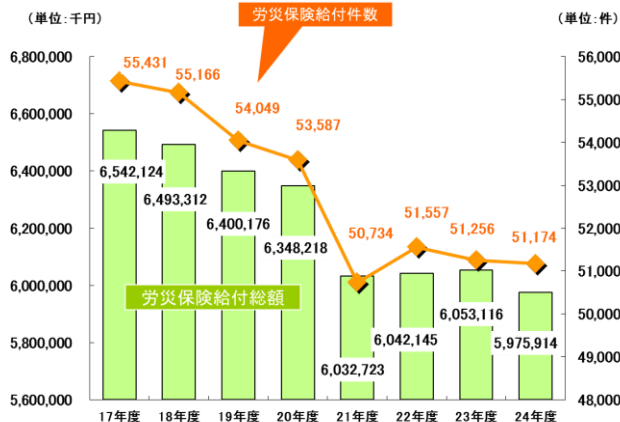
目標

- 労災保険給付の迅速・適正な処理を行います。

行政手続法標準処理期間の1/2以内処理

主な施策

- ・認定基準に基づいた労災保険給付の迅速・適正な処理を行います。
- ・計画的な調査等による精神障害事案及び脳・心臓疾患事案の適正な処理を行います。
- ・石綿関連疾患の労災請求について、請求期限の周知・広報を的確に実施し、早期請求勧奨を行います。



- ◆ 労働局では「労災かぐし」に対し、罰則を適用して厳しく処罰を求めるなど、厳正に対処することとしています。
- ◆ 事業主が故意又は重大な過失により保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、遡って労働保険料を徴収するほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することになります。